

健康福祉審議会障害者分科会資料

平成 2 9 年 6 月 2 9 日

## 資料8

# 障害者差別解消支援地域協議会の設置について

# 障害者差別解消支援地域協議会の設置について

## 1. 障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」）第 17 条において、国と地方公共団体の機関が、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できることとされた協議会。

## 2. 地域協議会の事務

- ・ 障害者差別を解消するために必要な情報交換
- ・ 障がい者からの相談事例を踏まえた障害者差別を解消するための取組に関する協議

## 3. 地域協議会の構成機関

- ・ 当事者、行政、教育関係団体、福祉関係機関、医療・保健関係機関、事業者、法曹等から地域の実情に応じて構成する。
- ・ 既存の会議体の枠組みを活用しつつ、必要に応じて地域協議会に追加のメンバーを加えることにより、参画する機関等の負担も抑えながら地域協議会を立ち上げることができる。

※「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」（平成 29 年 5 月）より）

○ このことから、構成機関が類似している障害者分科会を地域協議会として位置付けることとしたい。

## 4. 今後のスケジュール（案）

年 1 回程度、相談事例等の報告、情報共有、事例を踏まえた今後の課題や対応の在り方についての協議等を行っていく。